


庁議付議事案書

開催・平成31年3月20日

所管部課	総務部 文書課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>保有個人情報の開示請求において、開示請求者の利便性を図るため、開示請求者の確認書類に運転経歴証明書を加える。</p> <p>また、保有個人情報が記録された行政文書が多色刷りであった場合、写しの交付による開示において、多色刷りの要望に対応する改正である。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①開示請求者の確認書類に運転経歴証明書を追加 第12条第1号イ</p> <p>②多色刷りによる写しの交付の改正 別表に多色刷りの規定を追加</p> <p>③文言整理等 別表の光ディスク及び第2号様式において、文言整理等を行う。</p> <p>(2) 施行日 公布の日（第2号様式の改正については、平成31年4月1日）</p> <p>(3) 影響及び効果 開示請求者の確認書類が増えることで、請求者の利便性が高まる。多色刷りによる請求者の要望に対応することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年3月 規則改正について文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続を進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。